

〔研究論文〕

アルゼンチンの移行期における米州人権委員会と米州人権裁判所の影響**齊藤 功高**

〔Article〕

The Influence of Inter-American Commission on Human Rights and Inter-American Court of Human Rights for Protecting Human Rights in Argentina in Transition**Yoshitaka SAITO****Abstract**

To what extent does the American convention on Human Rights impact domestic law in Latin American countries ? Human rights violations, especially forced disappearances, found no relief under the military regime.

However, advances in human rights will be made in the countries which ratified human rights treaty in transition from a military regime to a democratic regime. I will take up Argentina as one of the countries in transition from a military coup to a democratic government and study what kind of influence on the decrease and the relief of forced disappearances Inter-American Human Rights system gives. First, I will describe the activity of the Inter-American Commission on Human Rights for the human rights situation under the military regime. Secondly, I will consider the influence of Inter-American Commission on Human Rights on the Argentine human rights situation after having shifted to a democratic government. Thirdly, I will consider the influence of Inter-American Court of Human Rights on the Argentine human rights situation after having shifted to a democratic government. Finally, in a condition where international human rights have an influence on the domestic human rights, the establishment of the laws for human rights in the country is necessary. As domestic democratization advances, the influence of international human rights increases.

はじめに

米州諸国における地域人権保護の文書は米州人権条約(以下、人権条約)であるが、地域人権機関が当該条約を批准していない国の人権状況にまったく影響を与えないかというそうではない。人権条約未批准の米州機構(以下、OAS)諸国にとって、「人の権利と義務のアメリカ宣言」(以下、アメリカ宣言)が、人権の保護と促進を実施する根拠となっている。アメリカ宣言は、条約ではなく、OASの第9回国際会議で採択された宣言ではあるが、OAS諸国には国際的義務の根拠となっている¹。

1 アメリカ宣言の法的拘束性については、拙稿「米州人権委員会の活動と米州諸国の人権状況—米州人権条約成立まで—」文教大学国際学部紀要第22巻2号(2012年1月)参照。

したがって、アルゼンチンは、1983年に人権条約を批准したので、それ以前は、人権の保護促進はアメリカ宣言による。

米州人権委員会(以下、人権委員会)は、OAS憲章ではOASの基本的機関であることが認められているので、人権条約成立以前はOAS憲章の下で一定の権限が付与されている。また、OASは、諮問機関として加盟国の人権に関わっている。人権委員会は、OASによって設立されたので、OASに対して各国の人権状況を報告する義務を持っている²。

同委員会は、その実行を通して、OASに対して報告する義務として、各国の人権の実態を調査する必要性を確立してきた。その方法として、国別報告書、現地調査、被害者からの請願などが挙げられる。

本小論では、1976年から1982年までのアルゼンチンの軍事政権下における人権状況を取り上げ、人権委員会の活動がアルゼンチン国内の人権保護にどのような影響を及ぼしたのか、また、1983年の民主政権以後の移行期³に、人権委員会と米州人権裁判所(以下、米州裁判所)の活動が移行期のアルゼンチンにどのような影響を及ぼしたのか、それによって軍事政権下で侵害された人権はどのように回復されたのか、されなかったのかを明らかにしていく。

1. 軍事独裁政権下の人権状況に対する米州人権委員会の活動

アルゼンチンでは、1976年の軍事クーデタ以前から、国際人権のプレッシャーが軍事政権の政策に影響していた。そのため、政治的反対者を投獄し、あるいは公開で処刑するより、失踪という手段を使う方法を選んだ。アルゼンチンは、人権の濫用が国際的非難的になるということをチリのクーデタから学んだと言われる。ピノチェト軍事政権が大勢の国民を処刑し、あるいは投獄したことにより、国際社会からの孤立を余儀なくされたことを見て、アルゼンチンの軍事政権は、密かに、反対派を誘拐、拘禁、処刑し、最終的に犠牲者の所在を不明にするという方法を取った。このことにより、軍事政権は、国際社会からの非難をかわし、国際的イメージを良くしようとした⁴。

しかし、このような方法は、最初は成功したが、次第に、人権団体がアルゼンチンの人権侵害の事実を公表して、非難するようになると国際社会が人権侵害の事実を知るようになった。例えば、アムネスティ・インターナショナルは、1977年にアルゼンチンにおける失踪問題を公表し、非難した。この報告で、軍事政権と警察が反対派と思われる人を誘拐し、秘密の拘禁センターに連行する政策の一部として、失踪があることを示した⁵。拘禁センターでは、拷問や殺害が行われ、秘密裏にその遺体が捨てられていた。

アルゼンチンでの人権侵害の情報が知られてくると、軍事政権の人権侵害を非難する国が多くなった。軍事政権は、人権侵害の非難声明は国内問題への干渉であり、国家主権の侵害であると主張したが、米国や欧州諸国は、軍事政権の主張を受け入れなかった。

2 同上

3 移行期正義とは、軍事独裁政権から民政への移行に、過去の暴力や人権侵害をどのように扱うかを問題にするものである。

4 Kathryn Sikkink, "Human rights, principled issue-network, and sovereignty in Latin America", *International Organization*, vol.47, no.3 (1993), at 443

5 *Id.*, at 424

1977年、米国は、人権侵害を非難してアルゼンチンへの軍事援助を減少させた。1978年9月30日には、米国議会は、アルゼンチンへの軍事援助削減法を決定した⁶。

1976年から1978年まで、軍事政権は、アルゼンチンの人権に関する国際関心事の合法性を否定する戦略を取っていたが、同時に、1976年にアムネスティ・インターナショナルの訪問を許可するなど、矛盾する戦略も取っていた⁷。

1978年までに、軍事政権は、最大の弱点が国際的な悪評であり、軍事援助や経済援助を米国や欧州諸国から取り付けるためには国際的イメージを改善しなければならないと認識し始めた⁸。

このような現実に直面して、輸出入銀行基金(Export-Import Bank funds)の解除の約束を米国から取り付け、米国との関係を改善するという交換条件で、軍事政権は、人権委員会の現地調査を受け入れることを決めた⁹。

その効果によるのか、1978年にはアルゼンチンでの強制失踪は劇的によくなった。強制失踪の数は、1976年にピークに達したが、人権委員会が現地調査をした1979年には大きく減少している(図1)。

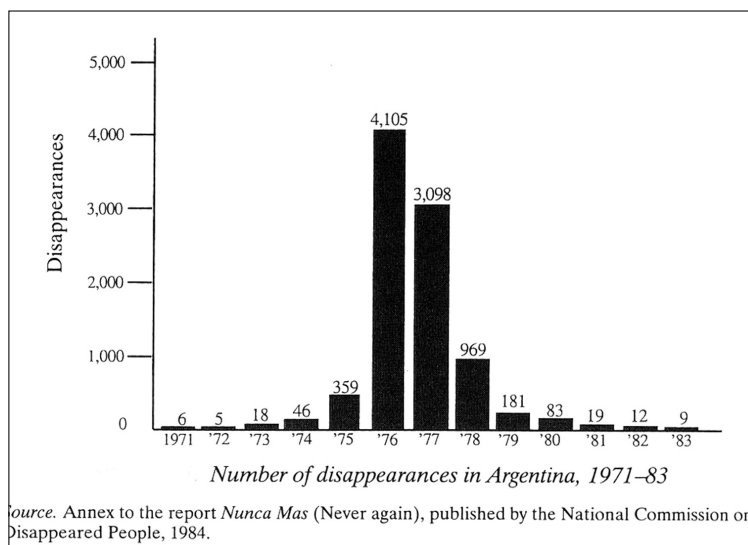


図 1

軍事独裁政権下における人権侵害に対して人権委員会がどのような影響を及ぼしたのか。アルゼンチンの軍事政権時代は、人権条約が批准されていないため、OASの独立した機関としての人権委員会がアルゼンチンでの人権状況にコミットする唯一の地域人権機関だった。人権委員会は、

6 Id.
7 Id.
8 Id., at427
9 Id.

1959年の第5回外務大臣協議会議で人権委員会の法的地位が強化されたとはいえ、OASの理事会で権限を付与されたため、権限は弱く、OASへの報告をするための研究機関として位置づけられたにすぎなかった。しかし、人権委員会の努力によって、最大限に人権擁護の活動が行われた。人権委員会ができる活動は、被害者からの請願の受理、加害国への勧告、その後の状況の報告、現地調査の報告、国別報告書の作成等である。

最初に1970年に人権委員会の報告書が出された時には、アルゼンチンの人権状況について、すでに10件の通報が個人やそれを支持する人権団体等から寄せられた。それだけ、人権委員会に対する人権擁護機関としての期待が大きかったことを物語っている。その後、1976年から始まった軍事政権下での人権侵害には、多くの請願が寄せられた。

ここでは、人権委員会の活動を中心に、軍事政権下の人権侵害状況とのかかわりを見ていくこととする。

(1) 米州人権委員会への請願と米州人権委員会の本案審理

人権委員会に受理された請願のうち、1978年に9件、1980年に2件、1981年に4件、1983年に5件が本案審理に付されている¹⁰。本案審理にかかった事件を若干紹介し、その特徴を考察する。

まず、1978年11月18日のCase2271事件を挙げる。これは、Nélida Azucena Sosa de Fortiとその5人の子どもたちが、1977年2月18日、拉致、拘禁され、母親のNélidaが行方不明になった事件である。

1977年9月29日のアルゼンチン政府からの返答では、内務省による調査で、Nélidaは拘禁の記録にも警察が捜索している人にもないという簡単なものだった¹¹。

人権委員会は、Nélidaと5人の子どもは1977年2月28日、アルゼンチン政府によって不法拘禁され、母親はその後行方不明のままであるという十分な証拠を根拠に、この事件は、アメリカ宣言のI条生命、自由、身体的安全の権利、XXV条恣意的逮捕からの保護の権利、XXVI条法の適正手続の権利の重大な違反を構成するとして、a) Nélidaを直ちに釈放する措置を取ること、b) アルゼンチン法に従って、責任者を処罰すること、c) 完全で公平な調査を行うこと、d) 30日以内に勧告を履行するために取った措置について報告すること、という勧告を出した¹²。

次に、1978年11月8日のCase2450事件を取り上げる。アイルランド市民のPatrick Rice MichaelがLa Plata通りを若い女性と歩いているとき、公安(security forces)によって誘拐され、拷問を受けた。Riceはアイルランド政府の権限により釈放されたが、若い女性のFátima Cabreraは行方不明になった事件である¹³。この事件は1976年10月から11月の間に起こった。

1978年1月9日の政府の返答は、内務省(the Ministry of the Interior)による調査で、Cabreraは拘禁の記録にも警察が捜索している人にもないという決まり文句だった¹⁴。

10 資料参照

11 Case 2271, November 18, 1978, para.1

12 Id., THE INTER-AMERICAN COMMISSION ON HUMAN RIGHTS, RESOLVES : paras.1-3

13 Case2450, November 18, 1978, para.1

14 Id., para.3

1978年8月8日の政府の返答は、事件そのものに言及していないものだった。内容は、「Cabreraは、国家破壊活動に関係したという理由で、行政令によって拘禁され、行政令3891によって仮釈放された。Riceは、国家の平和と安全に影響を及ぼす活動を禁止している法律21,259号違反の罪で、行政令2665号によって外国追放された」とするものである¹⁵。

そこで、人権委員会は、RiceとCabreraが1976年10月12日、アルゼンチン政府によって不法に拘禁された明白な証拠があり、これは、アメリカ宣言I条、XVIII条公正な裁判を受ける権利、XXV条権利の重大な侵害を構成すると宣言した。続いて、同委員会は、アルゼンチン政府に対して、a) 事実に対する責任を決定するために、完全で公平な調査をすること、b) アルゼンチン法に従って、責任者を処罰すること、c) Cabreraの仮釈放を終了させる措置をとること、d) 30日以内に勧告を履行するために取った措置について報告すること、という勧告を出した¹⁶。

次に、1978年11月18日Case2088B事件は、1976年8月17日、前議員のMario Abel Amayaが自宅から誘拐され、拘禁先で死亡した事件である¹⁷。

1976年8月26日、人権委員会はアルゼンチン政府に情報を要請した。1976年8月31日、Amayaは正体不明のグループに誘拐されたという政府から返答が来た¹⁸。次に、1976年10月22日にも政府から報告がもたらされた。それによると、Amayaは、慢性の喘息で、刑務所内の病院で10月19日死亡したという¹⁹。さらに、1977年1月11日の返答では、Amayaは国家破壊活動に関与していると見られたので拘禁された、刑務所内の病院施設は十分で、生命を救おうと努力したが無駄だったという内容だった²⁰。

しかし、人権委員会に寄せられた情報によると、Amayaは、当局によって拘禁され、拷問を受けて死亡したとの見方が真実である²¹。

そこで、人権委員会は、アルゼンチン政府の行為は、アメリカ宣言I条、XXV条の権利の重大な侵害を構成するので、アルゼンチン政府に、a) 首謀者を決定するために完全で公平な調査を行うこと、b) アルゼンチン法に従って行為の責任者を処罰すること、c) 30日以内にこの勧告を実行するために取られた措置を報告することを勧告した²²。

次の1982年6月24日のCase4326事件は、学生のInés Olleroがバスで帰宅中の1979年7月19日拘禁された事件である。バスに乗車していた全員が警察署に連れて行かれたが、彼女だけ釈放されなかった。その後行方不明となった²³。

人権委員会の催促で、1980年3月25日、政府から返答が来た。それによると、「バスの中からテロ組織のパンフレットが見つかったので、全員に尋ねるために警察署に連れて行った。そこで、調

15 Id., para.8

16 Id., THE INTER-AMERICAN COMMISSION ON HUMAN RIGHTS, RESOLVES : paras.1-3

17 RESOLUTION N° 19/78, Case 2088 B, ARGENTINA, November 18, 1978, paras.1-2

18 Id., para.3

19 Id., para.6

20 Id., para.9

21 Id., WHEREAS: 1

22 Id., THE INTER-AMERICAN COMMISSION ON HUMAN RIGHTS, RESOLVES: 1-2

23 RESOLUTION N° 50/82, CASE 4326, ARGENTINA, June 24, 1982, para.1

べたが、持ち主が特定されなかったので、全員釈放した。Olleroの父親が彼女は極端な左翼の若者組織で軍事活動家だったと述べていたので、裁判にかけられるのを避けるために、自分で国を出たか、あるいは地下に潜っているのだろう。これは、我々の経験から言える。」²⁴という返答だった。

この返答に対して、人権委員会は、以下のように決議した。①Olleroは1977年7月19日、バスに乗っていたとき不法に拘禁され、失踪したという十分な証拠がある。②この事件は、アメリカ宣言I条、XXV条恣意的逮捕からの保護の権利の重大な侵害を構成すると宣言し、③a)Olleroの所在を明らかにし、家族に知らせるための必要な措置を直ちに取ること、b)事件の責任を決定するために、完全で公平な調査を行うこと、c)アルゼンチン法に従って、拘禁とその結果の失踪に関する責任者を処罰すること、d)30日以内にこの勧告のために取った措置を報告することを勧告した²⁵。

次の1984年10月4日のCase7970事件は、1982年3月8日、人権委員会に通報があったものである。これは、Ana Maríaが1982年2月4日、自宅から誘拐され、2月12日、銃で撃たれて死体で見された事件である²⁶。

人権委員会は、説明を求めるため、繰り返し政府の返答を求めたが、結局返答はなかった²⁷。そこで、人権委員会は、アルゼンチン政府の行為は、アメリカ宣言I条、XXV条の権利の重大な侵害を構成するので、アルゼンチン政府に、a)首謀者を決定するために完全で公平な調査を行うこと、b)アルゼンチン法に従って行為の責任者を処罰すること、c)60日以内にこの勧告を実行するために取られた措置を報告することを勧告した²⁸。

最後に、1983年4月8日の委員会決議のNO.1(CASES OF DISAPPEARED PERSONS)は個人の人権侵害に当たった決議ではなく、一般的に失踪者に対する決議になっている。ここには、アルゼンチンの人権状況があまり改善されないことへの委員会の焦りにも似た気持ちが込められている。

人権委員会は、失踪者の問題を明確にし、解決するのに必要なすべての措置を取る責任がアルゼンチンにあると宣言し、a)失踪者の地位の完全に詳細に家族に知らせること、b)この決議に含まれた勧告を実行するために採用する措置を委員会に知らせること、を勧告した²⁹。

これらの事例から、事件が発生してから人権委員会に請願をする期間が短いことが分かる。請願をするには国内救済を尽くさなければならないとの規定があるが、わずか1か月ほどで人権委員会は請願を受理している事件もある。それほど、軍事政権では、司法府が機能していないことが伺われる。人身保護令状もすぐに却下されるので、国内救済がまったくと言っていいほど期待できない状況であることが分かる。また、アルゼンチン政府の返答はおざなりで、そこには、反対派の人間たちに対する人権意識が極めて薄く、人権侵害が恒常化していることを伺わせる。

人権委員会の決定や勧告も決まったパターンがあり、ほぼ同じような決議が毎回出されている。

24 Id., para.4

25 Id., THE INTER-AMERICAN COMMISSION ON HUMAN RIGHTS, RESOLVES: 1-3

26 RESOLUTION N° 29/83, CASE 7970, ARGENTINA, October 4, 1984, para.1

27 Id., paras.2-3

28 Id., THE INTER-AMERICAN COMMISSION ON HUMAN RIGHTS, RESOLVES: 2-3

29 RESOLUTION N° 1/83, CASES OF DISAPPEARED PERSONS IN ARGENTINA, April 8, 1983

しかし、人権委員会が被害者側に立って、アルゼンチン政府へしつこく情報を要請する態度は、人権の救済を国家権力あるいは、被害者、さらに支援団体にも浸透する契機を作ることになる。

(2) 米州人権委員会の現地調査と米州人権委員会の国別報告書

現地調査は、過去1回、1979年9月6日から20日の間に行われた。軍事政権下で現地調査が行われた経緯は前述したとおり、米国のプレッシャーがあったからだと言われている。人権委員会は、大統領、各大臣、前大統領、議会議長、その他各種団体の代表(政治的、宗教的、文化的、人道的、マスメディア、専門家、科学者、ビジネス関係者、組合、学生の各代表)と面談し、人権の状況に関する重要な証言を得た。また、刑務所や拘置所にも訪問した。

その結果を人権委員会は決議として採択し、発表した。また、1980年4月11日、人権委員会は、アルゼンチンにおける人権状況に関する報告書を発表した³⁰。

国別報告書で人権委員会は、現地調査の結果を踏まえて、アルゼンチンに勧告を行った。そこで、勧告の問題として取り上げたのは、①失踪者、②行政命令で拘禁されている者の国を去る選択を行使する権利、③調査の方法、④収監制度、⑤軍の管轄権、⑥適正手続(due process)と公正な裁判の保障である。軍事政権下における人権侵害の状況が主に以上の6点に集約されている³¹。

次に軍事政権下における人権侵害の状況を指摘しておきたい。

1853年憲法では、出版の自由が規定されているが、1976年3月24日の軍事政権樹立以後は、無効となっている。出版の自由の権利侵害事件として、La Opinión紙事件がある。1977年4月5日に、編集長であり創設者のJacobo Timermanが逮捕拘禁された。その他、多くのジャーナリストが犠牲となっており、約500名が強制出国させられ、その他の多くのジャーナリストは、拘禁や失踪になっている。名前が分かっているだけでも、68名が行方不明、80人が拘禁されている³²。

働く権利と結社の権利は憲法で保障されている。しかし、1976年3月24日の国家再編成プロセス法(The Act for the National Reorganization Process)により、組合活動が停止された。1976年3月24日から組合の指導者が、逮捕拘禁、あるいは失踪になっている³³。

公正な裁判を受ける権利は憲法で保障され、1862年10月16日の法令27号でも保障されている。しかし、国家再編成プロセス法により司法制度が変更された。それによって、現行の最高裁の裁判官は解任され(5条)、新たに、軍事政権が任命した者が裁判官になった(9条)。1976年3月24日の法令21,264号によって、常設特別軍事法廷(Special Standing Military Tribunals)が設置された。ここでは、平和時においても、16歳以上の者に死刑を含む略式判決ができることになっている。また、「法がなければ犯罪も刑罰もない」(アメリカ宣言XXV条、憲法XVIII条)の原則を軍事政権は破棄し、推定無罪の原則(アメリカ宣言XXVI条、法令21,460号)も否定した。合理的な期間に裁判を受ける権利も保障されていない。

人身保護令状(Writ of Habeas Corpus)、保護請求(Amparo)について、前者は、憲法では明確に規定されていないが、刑事訴訟法617条では認められている。しかし、1978年4月25日の最高裁判決

30 REPORT ON THE SITUATION OF HUMAN RIGHTS IN ARGENTINA, OEA/Ser.L/V/II.49, Doc. 19 corr.1, 11 April 1980

31 Id., RECOMMENDATIONS OF THE INTER-AMERICAN COMMISSION ON HUMAN RIGHTS TO THE GOVERNMENT OF ARGENTINA

32 Id., CHAPTER VII FREEDOM OF OPINION, EXPRESSION AND INFORMATION

33 Id., CHAPTER VIII RIGHTS OF LABOR

では認めなかった。後者は、1966年10月18日法令16,986号で規定されているが、こちらでも認められていない。

弁護士の保護の状況は厳しく、1975年10月から弁護士の活動を制限するような、生命、自由、身体の安全を脅かす事態が発生している³⁴。

囚人の安全は憲法や刑法で保障されている。また、囚人は、囚人に関する国家法に規定されている通り、収監の目的は社会復帰であり、そのための方法が講じられなければならないし、拷問、虐待、傷害、自尊心を傷つけたりする行為や手続きが禁じられている。しかし、1979年3月から7月にかけて、軍事政権は、国家破壊罪の囚人をある一定の刑務所に集中させている。そこでは、拷問などが行われていた³⁵。

軍事政権は、1973年から1979年の間、合計1,751人の政府関係者が権力濫用で裁判に付され、あるいは、行政罰を受けたと報告している。しかし、報告によると、濫用の性質、処罰の種類、濫用が起こった状況など、詳しい内容についての情報は出していない。

死刑廃止は憲法18条に規定されているが、軍事政権は、国家破壊活動を根絶する目的で、死刑を含む厳しい刑罰を定めた³⁶。

生命に対する権利の問題の1つは、失踪の問題である。人権委員会は、公安が多くの人の死に関与しているとの訴えを受け取った。そこで、人権委員会は、報告の中から、若干の例を挙げて、生命に対する権利がいかに守られていないかを述べる³⁷。

まず、軍や警察権力の行動によって死亡した例について、4件の例を挙げている。いずれも、1976年8月から1977年3月にかけて自宅で逮捕され、死亡という結果に終わっている。

次に、軍や警察による拘禁中、獄中で死亡した例について、3件挙げ、いずれも、1975年から1978年にかけて、誘拐、拘禁され、その結果死亡している。

不明死については、人権委員会はかなり多くの不明死について情報を得た。その中には新生児も含まれていた。これらは、1976年から1979年にかけて行われた。調査の結果、多くの場合の死亡原因は、小火器による脳の損傷であった、La Plata墓地の調査では、主に20歳から30歳までの若者が多く、確認が出来たものだけでも、1976年に36件、1977年35件、1978年16件、1979年は15件であった。

失踪は、個人の自由、身体の安全、尊厳、生命の権利の侵害という人権侵害を規定している法律違反を避けるために好都合なものとして行われる。実際、違法拘禁、拷問などの人権侵害の証明は本人が失踪しているので難しく、この手法は法的基準を無効にする効果がある。

失踪は、まず、自宅、職場、公道などで逮捕され、拘禁され、その後は行方不明になるというのが典型的なものである。拘禁されている場所での尋問の手法は残虐で、非人道的なものである。失踪は、自由の剥奪であるだけでなく、身体的一体性や安全、生命の深刻な危険を構成するものである。

これらの失踪事件に対して、人権委員会は、①犠牲者の釈放を直ちに行う措置を取ること、②アルゼンチン法に従って、責任者を処罰すること、③事件の完全で徹底的な調査をすること、④30日以内に取った措置を人権委員会に知らせること、という勧告をした。

34 Id., CHAPTER VI THE RIGHT TO A FAIR TRIAL AND DUE PROCESS

35 Id., CHAPTER V RIGHT TO PERSONAL SECURITY

36 Id., CHAPTER II THE RIGHT TO LIFE

37 Id., CHAPTER III THE PROBLEM OF THE DISAPPEARED

アルゼンチン憲法で人権が規定していても、軍事政権下では、戒厳令が敷かれており、憲法の規定が反故にされている。その上で、軍事政権は、独自の法律や行政令を制定しているの、いわゆる、平時では守られるべき人権がここでも、恒常的に侵害されている現実が見られる。

2. 民主政権へ移行した後のアルゼンチンの人権状況への米州人権委員会の影響

アルゼンチンは、人権条約を1984年2月2日に署名、1984年8月14日批准、1984年9月5日に寄託した。人権委員会の権限に関する45条の承認は1984年9月8日になされた。

アルゼンチンにおける米州人権機関の実質的な関わりは、人権条約の批准によって始まった。人権条約批准前は、条約によらない弱い権限で活動する人権委員会だけが各国の人権侵害状況に係わってきたが、ここにきて、条約上の権限が委員会に付与された。しかも、その権限は人権委員会本体を強固にするだけでなく、人権裁判所への提訴機関としても認知されたのである。人権条約批准以前と明確に異なるのは、裁判所へ提訴する前提として友好的解決に付することが義務づけられたことである。裁判所と異なり、政治的活動の意味合いの強い人権委員会が請願者と国家の間に入って、両者に話し合いを持たせ、そこから、妥協点を見出していくという手法は、人権裁判所にはない。その意味で、人権委員会は、国内人権状況に大きくコミットできる手段を手に入れたのである。

(1) 米州人権委員会の本案審理の影響

人権委員会が扱った事件の中で、軍事独裁政権下で行われた強制失踪を扱った事件は、1978年に9件、1980年に2件、1981年に2件、1982年に2件、1983年に5件、1984年から1986年まではなく、1987年に1件ある³⁸。

1983年に民主政権へ移行して以来、人権委員会の本案審理に付されたのは19件である。その内、1976年からの軍事独裁政権の下で行われた人権侵害事件を扱ったものは、2000年のHanriquez (Case11,784)事件の1件であり、逮捕されたのが1975年であり軍事独裁政権下ではないが、軍事政権前に逮捕され、そのまま拘禁されていた1988年のHector Geronimo Lopez Aurelli事件(Case9859)を合わせてもわずか2件しかない。後はすべて民主政権へ移行した後の事件である。このことは、民主政権移行後も、不当逮捕、拘禁、拷問はなくなっていないことを物語っている。

1988年のLopez事件は、仮釈放中のLopezから1986年12月7日に人権委員会に請願が出されたものである。請願の根拠としては、人権条約7条(1、2、5)身体的自由に対する権利、8条(2b、c、f、g)公正な裁判を受ける権利に違反しているというものである³⁹。

彼は、1975年12月以来、政治犯の罪で逮捕され、不法収監されていた。軍事政権によって発布された行政令を支持する判事によって、何等の法的保護もなく有罪を宣告された。重要な証拠として使われたのは、拷問による自白であった⁴⁰。

38 これらの数字はすべて人権委員会のホームページで公表されたものである。

39 RESOLUTION NO. 22/88CASE 9850,23 March 1988,

40 Id., BACKGROUND

彼は、何回も控訴を試みたが、ことごとく拒否され、1979年コロドバの地裁で終身刑となった。1980年10月16日、コロドバの控訴審で有罪となり、1981年9月10日国の最高裁でも却下された。

民主政権になって、彼は再び、仮釈放と再審査の動議を提起したが、新しい証拠がない等の理由で却下された。そこで、人権委員会に請願を提出した。その後、1988年2月16日、コロドバ地裁は、仮釈放の決定をして彼を自由にした。「行方不明者調査委員会」(CONADEP)の報告書に書かれている事実も証拠として採用するようにLopezが主張したことも特筆しておく必要がある⁴¹。

人権委員会は、1988年4月5日、同委員会の決定(決議)をアルゼンチン政府に送付した。1988年8月12日、アルゼンチン政府から返答が来たが、その内容は人権委員会の決定を肯定して彼を正式に自由の身にするものだった。Lopezは、公正な裁判が侵害された異常な裁判で有罪になり、人権条約が批准された後も不法に収監されていた。彼の収監や自由の制限は国家の責任であり、その状態は人権条約批准後行われたものであるというのが政府のLopez釈放の理由だった。

このアルゼンチン政府の返答の過程には、人権に対する考えが大きく変化していることが見られる⁴²。国内の政党、国内人権委員会等から種々の宣言が出されたことによって、軍事政権下で行われた政治犯の不法収監はアルゼンチンで公知となっていた。特に、上院の各種委員会からこのような状況に言及する報告書が出ており、そこでは、深刻で明白な刑事手続きの不正行為が1976年3月24日から1987年12月10日まで行われていたことは、憲法18条の下での適正手続の保障に本質的な問題を提起しているとし、軍事政権の行政命令によって制定された刑事手続法やこの時期の司法権の独立の欠如の下で、今も収監されている政治犯が有罪の宣告を受けたり、逮捕されていることは、適正手続の権利の組織的で恒常的な侵害が行われていることの証拠であり、裁判からその合法性を奪っているとしている。

人権委員会は、アルゼンチン政府に対して、Lopezに被った損害に対して正当な補償を支払うことを勧告した⁴³。

2000年のHanriquez事件は、1996年1月4日にHanriquez等によって、人権条約24条平等な保護に対する権利とアメリカ宣言II条法の前の平等の権利の違反として人権委員会に持ち込まれた⁴⁴。

1974年10月17日、Hanriquez兄弟は法令20,840号によって自宅で逮捕された。その後、1974年12月31日に釈放命令が出た。

1976年、軍のクーデタ後、軍事政権によって任命された新しい判事によって、1976年7月29日、再び収監された。彼らは、1979年12月4日まで収監されていた。1979年12月6日、連邦地裁は、兄弟の釈放命令を出したが、軍の命令により、1979年12月13日に軍の釈放命令が出るまで収監されていた。連邦地裁は、1980年10月7日、最終的に無罪放免とした⁴⁵。

民主政権が回復したことによって、1991年12月23日に法令24,043号が制定された。この法律は、軍事政権下で行政命令によって拘禁された人に賠償を補償する内容であった。

請願者は、連邦裁の判事の命令で収監されていた日数の補償を求めて、当該法律で認められた救

41 Id., CONCLUSIONS

42 Id., THE TRIAL

43 Id., THE INTER-AMERICAN COMMISSION ON HUMAN RIGHTS, RECOMMEND

44 REPORT NO.73/00,,CASE 11.784,MARCELINO HANRIQUEZ ET AL.ARGENTINA (October 3,2000), Summary1

45 Id., III.THE PARTIES' POSITION

済を行使しようとした。しかし、政府は、裁判所の命令で監禁されていた日数に対する補償を拒否した。その代り、政府は、行政命令で収監されていた80日間の補償は認めた。そこで、彼らは、政府の決定と法令24,043号が彼らの収監に何らの法的措置も用意していないことは、他の同じ境遇にいた人と比べて差別であるとして訴えた⁴⁶。

アルゼンチン政府は、軍事政権下で、人権侵害が起こったことは否定しないが、受け入れることができないのは、賠償請求の問題だとした。請求者は、事件の前に制定された法律に基づいて、権限のある裁判官によって命じられた裁判中の暫定的な拘禁が不法であると十分には証明していないと、政府は述べる⁴⁷。

結局、人権委員会は、Hanriquezの状況が彼らと一緒に訴追された他の者と補償が同じであるかあるいは類似しているかを証明していないので、請願者の訴えは人権条約24条の侵害を構成しないと宣言した⁴⁸。

1992年10月2日のReport no.28/92は、請願者が「終止符法」「服従法」「行政令1002号」のいわゆる免責法に対して条約違反を訴えたものである⁴⁹。

1987年代後半から、人権委員会は、1986年12月24日制定の法令23,492号、いわゆる「終止符法」と1987年6月8日の法令23,521号、いわゆる「服従法」が人権条約8条と25条に違反するという請願を受け取り始めた。さらに、人権委員会は、同様の理由で、1989年10月7日の行政令1002号の人権条約違反の請願を受け取った⁵⁰。

「終止符法」とは、「汚い戦争」中に行われた人権侵害の犯罪を含むすべての刑法犯罪、軍法違反についての出訴期間を本法公布から60日に限るというものである⁵¹。

「服従法」とは、「汚い戦争」中に、人権侵害の罪を犯した者は、上官の命令に従って行ったものであり、その場合は、犯罪上の責任を免除するというものである。この法律は、決定権を有しない、あるいは命令を発する地位を有しない上官にも適用するように拡大された⁵²。

行政令1002号は、上記法律で免責されなかった人権侵害で起訴された者の手続きを停止するというものである⁵³。

請願者の主張は、失踪、略式処刑、拷問、誘拐という軍や警察によって犯された人権侵害のための刑事手続きが、2つの法律や行政命令によって妨げられ、これは、人権条約8条、25条で保障された請願者の権利を否定することになるというものである⁵⁴。

アルゼンチン政府は、当該人権侵害は、人権条約にアルゼンチンが批准する前に起こったことであり、これは、時間的管轄権(ratione temporis)の理由により、人権委員会に受理する資格はないと

46 Id., SUMMARY2

47 Id., III.THE PARTIES' POSITION25

48 Id., III.THE PARTIES' POSITION61

49 REPORT N° 28/92,CASES 10.147, 10.181, 10.240, 10.262, 10.309 and 10.311 (October 2, 1992)1

50 Id.

51 Id.

52 Id.

53 Id., 3

54 Id., 6, 9

主張した⁵⁵。人権侵害は、軍事政権時代の1970年代に起こった。軍事政権は1976年に政権を奪取した後、1983年には瓦解し、民主政権が回復した⁵⁶。

このことについて、アルゼンチン政府は、条約法条約28条の不遑及の原則を挙げている⁵⁷。また、若干の事件は、すでに他の国際法廷で審理されているとも述べる⁵⁸。

さらに、公式の徹底的な調査が行われていて、その結果、軍の前指導者は有罪になっているので、条約違反ではないと主張した⁵⁹。そして、政府は、OAS憲章とアメリカ宣言の権利は認めるが、国内裁判所の執行の方がこれらの権利より優先する⁶⁰と言う。また、「終止符法」「服従法」「行政令1,002号」は、民主政権の下で、適正に承認されたという事実を強調し、これらの諸法律は、国民和解と民主的制度の強化に必要だと主張した⁶¹。しかも、政府は「二度と再び」の概念を国内に浸透させて、政府のすべての行為に反映させており⁶²、「汚い戦争」中に起こった失踪者を調査する「行方不明者調査委員会」も設置し、その報告書は、「NUNVA MAS」と題して発刊された⁶³と述べる。

アルゼンチン政府は、犠牲者の利益になる法律を制定した。①失踪者の家族のための年金に関する法令23,466号、②行政権力からの命令で逮捕された人、あるいは、軍の裁判所によって発行された証明書によって逮捕された人への補償に関する法令24,043号、③国家再編成プログラム中に行政命令で逮捕された人の法的手続きを定めた行政令70/91、④経済的補償のために訴訟を提起したが拒否された人にも利益となるような法制度に関する行政令2151/91⁶⁴である。

人権委員会の報告書に非難された人権侵害は、1976年から1983年の期間になされたテロリズムの行為の結果であるが、法の支配が回復された後は、政府は、犯された人権侵害の責任を認めて、公正な補償を支払った⁶⁵。

この事件で問題となっているのは、人権侵害とされているのが、司法的保護の権利の拒否と公正な裁判の権利である点である。当該法律と行政命令は、司法的調査を無力なものにした。これらの法律、行政命令は、アルゼンチンが人権条約を批准した後で制定されたものであり、人権条約の効力が及ぶ⁶⁶。当該法律と行政命令は、アルゼンチンが当事国になった後で制定されたものであり、時間的管轄権の観点からも受理される⁶⁷。

人権委員会は、政府が「汚い戦争」の犠牲者に賠償、補償する措置を取ったことを歓迎する。また、政府が軍事独裁政権下で人権侵害を行った主要な指導者を裁判にかけたこと、「行方不明者調査委員会」を設置したことも歓迎した⁶⁸。しかし、人権委員会は、問題となっているのは、法律と

55 Id., 7, 9, 12

56 Id., 13

57 Id., 17

58 Id., 7

59 Id.

60 Id.

61 Id., 25

62 Id., 26, 28

63 Id., 42

64 Id., 26, 47

65 Id., 27

66 Id., 16

67 Id., 19

68 Id., 48

行政命令によって、犠牲者が裁判所で司法調査を得る権利を否定されていることであり、この人権侵害は、1984年に人権条約が効力を発生した後に起こっているとされる⁶⁹。

他方で、請願者が権利を有している経済的な補償問題は、1970年代に起こった人権侵害に対する賠償に関するものである。その意味で、この問題は、人権条約の生命に対する権利(4条)、人道的な取扱いを受ける権利(5条)、身体の自由に対する権利(7条)の問題であって、公正な裁判を受ける権利(8条)、司法的保護を受ける権利(25条)の問題ではなく⁷⁰、両者の問題は密接に関連しているが、混同してはならず、これらの問題は、まったく別個のものであると人権委員会は述べる⁷¹。

結局、人権委員会は、「終止符法」「服従法」「行政命令1,002号」は、アメリカ宣言XVIII条、人権条約1条、8条、25条に違反すると主張する⁷²。アルゼンチン政府が前項に言及された人権侵害に対して、正当な補償を請願者に支払うことを人権委員会は勧告した⁷³。政府が過去の軍事独裁政権下で起こった人権侵害の事実を明確にし、責任者を明らかにする措置を取ることを人権委員会は勧告したのである⁷⁴。

以上のことから分かるように、人権条約批准後のアルゼンチンの人権状況は、軍事政権時代に比べて大きく変わっている。アルゼンチン政府が人権条約の本案審理で決定された内容を受け入れる傾向が強くなっているのである。とりわけ、人権委員会の決定は、人権裁判所の判決と比べると柔軟性がある。すなわち、人権委員会と国家との妥協が図られる可能性が人権裁判所より高いからである。しかし、国家が受け入れを拒否する、あるいは、受け入れ困難な問題がある。それは、人権侵害を行った責任者を処罰するという問題である。免責法が無効となっても、責任者を裁くという選択肢を国家はなかなか受け入れない現状が伺われる。

(2) 米州人権委員会の友好的解決の影響

人権委員会が友好的解決に至った事例は、1993年から2013年まで22件ある。その内、軍事政権下で行われた不当逮捕、拘禁、拷問、失踪という人権侵害を扱ったのは、5件である。

まず、1993年のNO.1/93の事件について、1976年から1983年まで、軍事政権によって不法逮捕された13名によって請願が出された。彼らは、国家破壊活動の理由で告発され、行政命令によって強制収容された。しかし、有罪と宣言された者はいなかった。すべての逮捕には裁判所の命令はなかった。収監の期間も3か月から7年まで異なっていた。しかし、多くの請願者は、常に生命の恐怖を抱いた拷問や略式処刑という雰囲気の下で過ごしていたことは共通していた⁷⁵。

1983年12月、アルフォンシンが大統領になって3か月後、請願者あるいはその後継者は、拘禁によって引き起こされた財産と精神的損害に対して、アルゼンチン政府を訴えた。訴訟はすべ

69 Id., 50

70 Id., 51

71 Id., 52

72 Id., INTER-AMERICAN COMMISSION ON HUMAN RIGHTS, 1 Conclude

73 Id., 2 Recommend

74 Id., 3 Recommend

75 REPORT N° 1/93, Report on the Friendly Settlement Procedure in Cases 10.288, 10.310, 10.436, 10.496, 10.631 and 10.771, ARGENTINA, March 3, 1993, 1. BACKGROUND

て、軍事政権瓦解の3か月前に行われた。下級審では、彼らの主張が認められたが、コロドバ法院(Federal Chamber)と最高裁は、訴訟提出期限は終了していると宣言して主張を認めなかった。請願者は、アルゼンチン民法3,980条によると、傷害の事件には訴訟提出期限は延長されており、傷害事件が終わった後8か月まで延長できると主張した。最高裁は、請願者によって提出された訴訟は、軍事政権下で起こされ、不法行為の結果によって失ったものを回復するために起こされる2年の訴訟期限の前であったと述べた⁷⁶。

請願者は、訴訟提出期限が終了したとする最高裁の判決は、アメリカ宣言XVIII条、人権条約8条、25条に違反しているとして人権委員会に訴えた⁷⁷。

請願者は、最高裁の理由はベラスケス・ロドリゲス事件で人権裁判所によって確立されている法理と一致しないと主張した⁷⁸。

1989年8月15日、アルゼンチン政府は、以下のように返答した。①人権条約は時間的管轄権の理由で適用できない。したがって、請願者に対して犯された不法行為はすべて、軍事政権の下で起こったもので、それは、人権条約批准前のことである。②アメリカ宣言はOAS諸国を法的に拘束するが、国家に対する特別な手続き義務にまでは拘束しない。アルゼンチン政府と裁判官のみが軍事政権下で訴訟を起こすことができるかを決定することができる⁷⁹。

1989年9月22日、請願者は以下のように反論した。まず、時間的管轄権について、請願者が非難している人権条約違反は、不法逮捕や身体的損害ではなく、請願者の権利を行使する機会を否定した最高裁の判決にある。人権侵害は、逮捕によって完了するのではなく、最高裁の判決によって完了する。請願者が軍事政権下で損害を請求するのはいかに難しいかを無視し、請求を却下した最高裁の判決は、人権条約8条と25条に違反する。すべての最高裁の判決は、条約批准後になされた⁸⁰。

補償を求める法的手段が人権条約の前後にかけて継続していれば、人権条約の保護の対象になる。請願者によって採用された権利はすべてアメリカ宣言の下で保護されている。人権委員会はOASの主要な機関の1つであるから、そこで決定されたアメリカ宣言は拘束力があり、この宣言と人権条約は恣意的逮捕の事件で補償する権利を認めている⁸¹。

人権委員会は、1990年5月11日に両者に公聴会の機会を与えた。そこで、メネム政権は、請願者の主張に必ずしも反対するものではなく、メネム大統領自身が政治的理由で、軍事政権下で拘禁されたことを指摘し、請願者の状況に同情して、十分な補償を与えたいと思っていると述べた。政府代表は、そのためのアドホック委員会を設置することを示した⁸²。

1991年2月8日の公聴会で、政府は、1991年1月19日の行政命令70/91を制定した旨を報告した。この行政命令は、軍事政権の下で行政命令によって拘禁されたことを証明できる人、あるいは、1980年12月10日以前に法的手続きを起こした人に補償する内容であるが、その後、行政命令なしで拘禁された人まで拡大された⁸³。

76 Id.

77 Id.

78 Id.

79 Id.

80 Id.

81 Id.

82 Id., 2.SUBSEQUENT OFFER FROM THE ARGENTINE GOVERNMENT

83 Id.

1991年9月9日、1992年1月31日、1992年9月19日と3回公聴会が開かれ、その結果、両者間で補償額の合意ができた⁸⁴。

このような合意ができた背景には、交渉の過程で、大統領がアルフォンシンからメネムに代わったことが大きい。メネム大統領の個人的な経験によって、問題の打開が図られたと言ってよい。

次の2000年のNO.33/00の事例は、1994年6月10日、人権委員会がRagnar Enland Hagelinから人権条約8条、21条違反の理由で請願を受け取ったものである。

この請願は、Hagelinの娘のDagmarが、軍事政権下の1977年1月21日、失踪した事件に対して起こされたものである。Hagelinは、1988年10月20日、連邦地裁に政府を訴える訴状を送った。それは、娘のDagmarの所在を知らせなかったことを理由に政府に補償を求めるものだった。また、加えて、このような状況におかれた家族の苦痛に対する補償も求めた⁸⁵。

1991年10月21日、連邦地裁は、この訴状を却下した。そこで、彼は、連邦控訴審の第3法院(the Third Chamber of the Federal Court of Appeals for the Federal Capital)に上告したが、当該法廷は、1992年3月31日、政府に250,000米ドルを支払うよう命じた⁸⁶。

政府は、この決定に対し、超法規的請求を提起して、連邦最高裁に訴えた。1993年12月22日、連邦最高裁は、1992年8月31日の決定を破棄した⁸⁷。

そのような中で、1994年、人権委員会は請願を受理した。1994年6月16日、人権委員会は請願をアルゼンチン政府に送付して、お互いの書簡のやり取りの中で、1995年7月10日、人権委員会は、請願者から合意に達する旨の返答を受け取った。しかし、1995年7月15日、政府は、その内容では合意できないと報告してきた。そこで、1996年10月16日の第93会期で、新たな報告書を作成し、1996年10月21日、両当事者に送付した⁸⁸。

その後、1999年9月27日から委員会は両者の友好的解決の交渉を再び始めた。2000年8月17日、友好的解決の合意が両者でなされ、アルゼンチン政府は、Hagelinの娘に対しての補償と家族の苦痛に対する補償の支払いを決定した⁸⁹。

この事件の場合、どのような状況から政府が合意したかは、文面上不明である。

第3の2000年のNO.21/00の請願は、1998年10月7日、Carmen Aguiar de Lapacóから人権委員会が受け取ったものである。1977年3月16日、Lapacó、娘のAlejandra Lapacóといこの合計4人が12人の武装した男によって拉致され、拘禁センターに連行された。1977年8月19日にLapacóといこは釈放されたが、彼女の娘のAlejandra Lapacóは、1977年8月17日拘禁された後、失踪した⁹⁰。

1998年8月13日、最高裁は、調査手続の目的は、処罰の存在を決定し、首謀者を特定することであるが、①すでに手続の目的は尽くされている、②要求された段階を踏むことは手続を再開する

84 Id., 3.FINAL AGREEMENT ON THE FRIENDLY SETTLEMENT

85 REPORT N° 33/00, CASE 11.308, RAGNAR ERLAND HAGELIN, ARGENTINA, April 13, 2000, para.6

86 Id.

87 Id., para.7

88 Id., para.4

89 Id., para.5

90 REPORT N 21/00, CASE 12.059, CARMEN AGUIAR DE LAPACÓ, ARGENTINA, February 29, 2000, para.9

ことになる、③この事件の最終判決で無罪になった人に法的行為を始めることになる、④有罪との確信もないのに無罪推定を受けた人に対して訴追のための証拠を集めるのは意味がない等の理由で、特別抗告を認めなかった⁹¹。結局、最高裁の判決の結果として、アルゼンチン政府は真実を求める権利と公正な裁判を受ける権利を拒否してきた⁹²。

請願者は、2つの免責法と行政命令という国内法に存在する障害によって、犠牲者が見つからない限り、犯罪は続くという根拠が援用できず、そのことによって、Alejandraの身に起こった死を決定することができないと主張する⁹³。

このように、司法的保護を受ける権利と公正な裁判を受ける権利を侵害されたとする請願者との隔たりは大きかった。しかし、1998年10月21日に人権委員会が請願を政府に送付してから1999年9月30日に合意されるまで、政府の返答は何回も延期されたが、結局、1999年9月30日、友好的解決が合意された。

合意点は4点である。1つは、政府は、失踪者の所在に関して情報を得るためにすべての手段を尽くすという真実の権利の尊重と補償を受け入れること、2つは、連邦裁判所に1983年12月10日以前の失踪者の死に関して真実を決定するための排他的管轄権を認めること、3つに、真実と失踪者の死を調査する検察官を任命すること、4つに、請願者は、この合意が履行されるまで、国際的手続に訴えるのを差し控えることであった⁹⁴。

4つ目の2010年のNO.161/10の事例は、Valerio Oscar Castillo Báez等から2002年11月21日に人権委員会に請願が提出されたものである。

Castilloは、1980年5月5日に逮捕され、1980年7月30日に国家破壊をもくろむ政治団体に属しているとして告発された。彼は共産党のメンバーだった。連邦地裁は、予防的拘禁命令を發布して、拘禁されている人の訴訟を受け入れた。結局、Castilloは、1982年4月13日に釈放された⁹⁵。

民主主義が回復した後、彼は、戒厳令の間、行政命令の下におかれた人、あるいは、軍事法廷や軍当局の發布する命令の下で、自由を奪われた人に財政的補償を与えるという法令24,043号を根拠に裁判を起こした⁹⁶。

1992年2月、彼は、拘禁の日からメンドーサ連邦地裁に連れて行かれるまでの86日間に相当する賠償を与えられた。しかし、内務大臣は、連邦裁判所は通常の手続で予防的拘禁の命令を發布したとして、Castilloが拘禁された時間の残りの補償は拒否した⁹⁷。

Castilloは、連邦行政控訴法院に、内務大臣の決定に対して直接訴えを起こした。2000年9月5日、当該法院は、Castilloが1980年7月30日まで、軍当局によって拘禁され、連邦裁に移送されてからは彼の権利は回復されたとして、この訴えを却下した⁹⁸。

91 Id., para.15

92 Id., para.16

93 Id.

94 Id., para.17

95 REPORT No. 161/10, PETITION 4554-02, FRIENDLY SETTLEMENT, VALERIO OSCAR CASTILLO BÁEZ, ARGENTINA, November 1, 2010, paras.8-9

96 Id., para.10

97 Id., para.11

98 Id., para.12

Castilloは、法院は、Castilloが1980年5月5日から1982年4月13日までの712日間の拘禁を考慮していないと主張した⁹⁹。そこで、Castilloの有している人権条約上の権利、8条、21条、24条、25条が奪われているとして請願するに至った。

2008年10月2日に両者は合意に達した。アルゼンチン側から友好的解決の可能性を模索するように人権委員会に要請があった。友好的解決の過程でアルゼンチン政府の人権に対する考え方が述べられている。

国家テロリズムへの国家の賠償政策は、国家は人権の無制限の効果的な享受を尊重し、保障するという国際法の規定に基づいている。人権が犯されている場合は、国家は、この事実を調査し、責任者を処罰し、犠牲者に補償し、再発防止を促進するという権限の下で、すべてのことをしなければならない。軍事独裁政権の最後の犠牲者すべてに賠償をする目的の規定を含む法律(行政命令70/91、法令24,043号、法令24,411号)を導いたのは、友好的解決の合意であった¹⁰⁰。

Barrios Altos事件やBulacio事件で裁判所が示したように、国家は人権侵害の犠牲者に十分な補償をする法的義務がある。このことを考慮して、人権分野での国際的義務に従って、アルゼンチンは、請願者は権利の侵害に十分な補償を受ける資格があると考ええる。

5番目の2011年のNO.19/11事例は、Inocencio Rodríguezによって2002年8月8日に人権委員会に出された。

Rodóriguezは、軍事独裁政権の間、軍によって支配された監獄に4年以上拘禁され、自由を奪われた。そして、国家の要員によって組織的に拷問を受けていた。彼の監禁の状況は受け入れがたいものだった¹⁰¹。

法の支配が再度確立されると、法令24,043号、法令24,906号のような賠償に関する法律が制定された。Rodóriguezは、これらの法律を基に、1996年に訴訟を起こした¹⁰²。

その結果、内務大臣は、逮捕から連邦地裁の下で留置になるまで、14年間の賠償を行った。しかし、連邦地裁は、通常の手続きで有罪にしたという理由で、Rodóriguezの監禁の残りの日の賠償は拒否した¹⁰³。それに対して、彼は、アルゼンチン司法制度は、彼を通常の囚人と考え、事実上の権威主義的制度の政治的犠牲者とは考えていない、と主張した¹⁰⁴。また、Rodóriguezが有罪とされ、裁判所の命令が発布されたのは事実であるが、同様に、軍事独裁政権が国家の政府を構成していたというのも事実であり、刑務所を支配する軍当局の権限は、通常の司法制度より勝っている。それゆえ、結果として、通常の司法制度によって下される刑の宣告は、最終的には、軍当局の意向に基づくと主張する¹⁰⁵。

彼は内務大臣に対して行政的請求を提起し、続いて司法に訴えたが、ともに成功しなかった。彼

99 Id., para.13

100 Id., para.17

101 REPORT No. 19/11, PETITION 2829-02, FRIENDLY SETTLEMENT, INOCENCIO RODRÍGUEZ, ARGENTINA, March 23, 2011, para.7

102 Id., para.8

103 Id.

104 Id.

105 Id., para.9

は、自分への賠償の否定は、差別と法の下で資格のある権利を奪うものに等しいとして、判決は無効であり、当局は恣意的に行動したと主張した¹⁰⁶。そこで、国内救済が尽くされたとして、人権条約8条、21条、24条、25条違反として人権委員会に請願したのである。

友好的解決は、2007年8月16日に合意に達したが、その過程でのアルゼンチン政府の表明は、2010年に合意に達した Valerio Castillo Báez 事件と同様の内容になっている。

以上のように、友好的解決の成果は目覚ましいものがある。友好的解決は、まさに政治的解決であり、柔軟性がある。これには、国家が受け入れやすい条件が提示されていることも関係している。友好的解決の中では、人権侵害の首謀者に対する処罰は求められていない。むしろ、民事上の賠償補償が主であることが、国家も請願者も双方が合意できる幅を広げている。

ただし、賠償の中でも、人権侵害に係わった首謀者を処罰するとなると、相当ハードルが高くなる。刑法犯として人権侵害の首謀者を刑事訴追するのは、国内裁判所においてであろう。国内裁判所で審理が尽くされてもなお、人権が保障されていないと被害者が感じる場合は、人権委員会に請願する傾向が強くなるであろう。

3. 民主政権へ移行した後のアルゼンチンの人権状況への米州人権裁判所の影響

1976年から1983年までの軍事政権下における強制失踪事件は、他の国では、国家が人権条約を批准するのを待って、人権裁判所へ提訴することが一般的に見受けられ、人権裁判所で裁判が行われているが、アルゼンチンの場合は、軍事政権下で行われた強制失踪事件で裁判になった事例は一つもない。

人権保護の責任は第1に人権侵害された国民(人)の居住する国にある。したがって、当該国内裁判所で審理されるのがまず第一歩であり、それができない場合には、国際裁判に付される。人権条約でも、人権裁判所に付託する権限を持っている人権委員会に請願する場合には、国内的救済措置が追求され、かつ、尽くされたことが必要とされる。

したがって、国内裁判所が、強制失踪事件を受理し、審査する機会を担保すれば、まず、その事件が刑事であろうと、民事であろうと、国内裁判所へ提訴される。

アルゼンチンの場合、人権条約を批准し、人権裁判所の強制管轄権を受諾したのは、1984年であるから、その後、強制失踪事件が人権裁判所で審理されていはいはずである。ところが、軍事政権下における強制失踪事件は、人権委員会にも請願されていない。

強制失踪の被害者の家族あるいは親族は、アルゼンチン国内での免責法の無効により、国内で裁判を行う環境が出来たことにより、国内裁判所で訴訟を起こしているのである。その意味で、人権裁判所の出番はむしろこれからであり、国際裁判と国内裁判の綱引きもこれからだと思われる。

(1) 米州人権裁判所の判決の影響

人権条約批准前の事件で、本案判決があったのは、2011年8月31日の Grande 事件だけである。しかし、この事件は、強制失踪の事件ではないのでここでは除外する。そのため、ここでは1983

106 Id., para.10

年に民主政権が誕生した後に起こった強制失踪事件を取り上げることとし、民主政権へ移行した時期においても、強制失踪が見られることの意味を考える。

まず、Garrido and Baigorria v. Argentina 事件を取り上げる。

この事件は、1990年4月28日に Raúl Baigorria と Adolfo Garrido 並びに Baigorria の子ども二人が逮捕、拘禁され、その後行方が分からなくなった事件である。目撃者によると、彼らは、車の運転中に、Mendoza の制服警官によって拘禁されたとのことである¹⁰⁷。

1990年4月30日と5月3日に、家族より人身保護令状が出されたが、拒否され、その後、1991年9月19日に、もう一度人身保護令状が出されたが、これも拒否された¹⁰⁸。失踪から5年の間、家族はあらゆる手立てを講じたが、事件の手續が最初の段階から進まなかったため、家族より人権委員会に請願が出され、人権委員会の本案審理で、アルゼンチン政府への再三の要求に、やっと、1995年2月17日、人権委員会に司法省が委員会決定に結果を与える措置を始めたと報告した¹⁰⁹。しかし、政府は、1995年5月25日、人権委員会が次の会期に採用した措置を評価するまで、行動を続けることを要請した。しかし、人権委員会は、報告書26/94の内容に一致する前進が見られないとして人権裁判所へ提訴した¹¹⁰。

1996年2月2日の本案判決で、アルゼンチンの責任を認めて、人権裁判所は、1998年8月27日、損害賠償と費用に関する判決を言い渡した。判決内容は以下の通りである¹¹¹。

- ① アルゼンチンは Adolfo Garrido の親族に111,000米ドルを支払うこと。Raúl Baigorria には64,000米ドルを支払うこと。
- ② 犠牲者の両家族に合計45,500米ドル、両家族の弁護士に合計20,000米ドルを支払うこと。
- ③ Raúl Baigorria の子どもを可能な手段を用いて、捜査し、確認すること。
- ④ Adolfo Garrido と Raúl Baigorria の失踪につながる事実を調査し、首謀者、共犯者を訴追し、処罰すること。
- ⑤ 賠償の支払いは、この判決の告知の日から6カ月以内になされること。
- ⑥ この判決で命令された費用の補償や返済は、税をかけないこと。
- ⑦ この判決の遵守が履行された後にのみこの事件は閉じられること。

しかし、政府はこの判決を遵守しなかった。そこで、第1回目の遵守命令が2004年11月17日に出された。しかし、判決の遵守が完全に終了しないので、さらに、第2回目の遵守命令が2007年11月27日に出されている。

2度の遵守命令を見ると、1996年の判決が、アルゼンチン国内の行政、司法の分野において実行されていない現実が見て取れる。

次に、Bulacio v. Argentina 事件を取り上げる。

この事件は、2003年9月18日、未成年者である Bulacio がロックコンサート会場の近くで逮捕拘

107 Case of Garrido and Baigorria v. Argentina, Judgment of February 2, 1996, (*Merits*), para.10

108 *Id.*, para.17

109 *Id.*, para.19

110 *Id.*, para.21

111 Case of Garrido and Baigorria v. Argentina, Judgment of August 27, 1998, (*Reparations and Costs*), para.91 In the

禁され、暴行を受けて病院で死亡した事件である。

人権裁判所は、Bulacio に対して、人権条約4条、5条、7条、19条違反、Bulacio とその親族に対して、8条、25条違反を認定し、アルゼンチンの責任を認めた。その前提に立って、①事件のすべての事実の調査の継続と完了、責任者の処罰、②国際人権規定に国内法を合わせて、当該人権規定を完全にかつ効果のあるように立法やその他の措置を取ること、③Daily Gazette に判決内容を公表すること、④金銭的賠償に対する補償として、124,000米ドルを支払うこと、⑤非金銭的賠償に対する補償として、210,000米ドル支払うこと、⑥その他の費用として、40,000米ドル支払うこと、⑦判決の通知が届いた日から6か月以内に補償を支払うこと、を宣言した¹¹²。

人権裁判所に提訴される事案は、友好的解決に達しなかった事案であるから、最初から、請願者と政府の意見の相違が見られる。国内裁判所であれば、第三者としての裁判官の決定は、強制的に実行される。しかし、国際裁判の場合は国内法で実行されなければ意味がない。その意味で、多くは被告となる国家が国際裁判所の判決を受け入れる必要がある。人権裁判所の判決は法的拘束力があることは当然とされているから、後は国内法が国際判例を受け入れる法制度があるかどうかである。

(2) 米州人権裁判所の遵守命令の影響

人権裁判所が出した1968年から2008年までの判決には、すべて遵守命令が出されている。①1998年8月27日の Garrido and Baigorria v. Argentina 事件は2回、②2002年11月28日の Cantos v. Argentina 事件は4回、③2003年の Bulacio v. Argentina 事件は2回、④2008年5月2日の Kimel v. Argentina 事件は3回、⑤2007年5月11日の Bueno Alves v. Argentina 事件は1回、⑥2008年10月30日の Bayarri v. Argentina 事件は2回である。

まず、Garrido and Baigorria v. Argentina 事件である。1998年8月27日に賠償判決が出たが、その後、人権裁判所は、2002年11月27日に遵守命令を發布して、2003年3月30日までに裁判所の命令を遵守する措置を取ることアルゼンチンに命じた。2回目の遵守命令は、2003年11月27日に出され、遵守期限を2004年4月1日に設定した。しかし、遵守ができていないので、2004年11月17日に再び、2005年1月31日を遵守期限として決定した。2007年11月23日に非公式公聴会を開いて、政府、請願者、人権委員会が話し合いを持った。そこで、両者は、①メンドーサ州の刑務所当局に Baigorria の完全なファイルを出すこと、②権限のある州当局に警察記録の写しを要求することで合意した¹¹³。

人権委員会は、未解決の問題として、①Baigorria の子どもの所在と②Garrido と Baigorria の失踪に関する調査と責任者の処罰を挙げた¹¹⁴。

112 Inter-American Court of Human Rights, Case of Bulacio v. Argentina, Judgment of September 18, 2003 (*Merits, Reparations and Costs*), OPERATIVE PARAGRAPHS, DECIDES4-10

113 Order of the Inter-American Court of Human Rights of November 27, 2007, Case of Garrido and Baigorria v. Argentina (*Monitoring Compliance with Judgment*), 15

114 Id., THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES1

次に、*Bulacio v. Argentina* 事件では、2004年11月17日に遵守命令が出た。人権委員会は、本案判決の6から13までの節に述べられた条件は完全に遵守したので、残りの問題は、①すべての事実の調査と責任者の処罰、②国際人権規則に国内立法を合わせ、それらの規則を完全に効果的なものとするために必要な立法とその他の措置の採択である¹¹⁵。

2008年11月28日の遵守命令では、当該命令の11、17、22、33項に述べられたように、人権委員会は、政府が本案判決を部分的に遵守したと評価したが、①事件のすべての事実を継続して調査し、そして完了させること、②国際人権規定を完全に効果的なものにするために、国際人権規定と国内法制度を合わせるのに必要とされる立法とその他の措置を取ることを政府が遵守するように委員会は宣言した¹¹⁶。

Bayarri v. Argentina 事件の2010年11月22日の遵守命令では、人権委員会は、アルゼンチン政府が遵守した内容は、①*Bayarri*に金銭的損害と非金銭的損害に対して補償として算定された額を支払うこと、②判決にある*Bayarri*の侵害された人権内容を公表することの2つであることを述べた¹¹⁷。

また、政府が部分的に遵守した内容として、①*Bayarri*に直ちに必要とする無料の医学的ケアを与えること、②*Bayarri*の名前が犯罪歴の中から正式に直ちに消されることを保証することを挙げた¹¹⁸。

ただし、人権委員会は、①当該事件の侵害を引き起こした事実の結果として始まった刑事手続きを終了し、適用法に従って事案に裁定を下すこと、②公安の者と捜査機関や司法機関にいる者に拷問の予防、残虐な非人道的なあるいは品位を傷つける処罰や取扱いについての意識を持たせ、また、その内容を教育する活動に参加させることは今後も継続していくことを決定した¹¹⁹。

続いて、2012年6月20日の遵守命令は、継続していくべき内容として、①*Bayarri*によって要求された医学的取扱いを無料で、直ちに、必要な時間提供すること、②犯罪歴から*Bayarri*の名前を直ちに消去すること、③人権侵害を引き起こした事実に関する刑事手続きを終えて、法に従って人権侵害を決定すること、④公安の者、捜査機関の者、司法機関の者を拷問の予防、残虐な非人道的なあるいは品位を傷つける取扱いや処罰についての訓練や普及活動に参加させることが決定された¹²⁰。

Kimel v. Argentina 事件の2010年5月18日の遵守命令では、アルゼンチン政府が遵守命令を完了させた内容として、①金銭賠償と非金銭賠償のための補償額を支払うこと、②犯罪歴から*Kimel*の

115 Order of the Inter-American Court of Human Rights of November 17, 2004, Case of *Bulacio v. Argentina* (*Monitoring Compliance with Judgment*), 10, THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:1,2

116 Order of the Inter-American Court of Human Rights of November 26, 2008, Case of *Bulacio v. Argentina* (*Monitoring Compliance with Judgment*), THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:1,2

117 ORDER OF THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS OF NOVEMBER 22, 2010, CASE OF *BAYARRI V. ARGENTINA*, MONITORING COMPLIANCE WITH JUDGMENT, THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:1

118 *Id.*, DECLARES:2

119 *Id.*, DECLARES:3

120 ORDER OF THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS OF JUNE 20, 2012, CASE OF *BAYARRI V. ARGENTINA*, MONITORING COMPLIANCE WITH JUDGMENT, THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:2

名前を直ちに消去すること、③判決にある Kimel の侵害された人権内容を公表すること、④国内法に人権条約の規定と一致する方法を導入することを挙げる¹²¹。

今後も遵守が必要な内容として、① Kimel に科せられた刑法上の罪とそこから由来するすべての結果を破棄すること、②責任を認める公式の行為をすることを委員会は決定した¹²²。

Kimel v. Argentina 事件の2010年11月15日の第2回目の遵守命令では、政府が完全に遵守命令を履行した内容として、責任を認める公式の行為をすることを義務を挙げた¹²³。今後も継続して監視する内容として、Kimel に科せられた刑法上の罪を無効にする義務を挙げた¹²⁴。

3回目の2013年2月5日の遵守命令では、Kimel に科せられた刑法上の罪とそこから由来するすべての結果を無効にする義務を完全に果たしたと人権委員会は認めた¹²⁵。人権委員会は、2008年5月2日に人権裁判所が出した判決の内容を完全に履行したとして、この事件を閉じた¹²⁶。

Kimel 事件は、3回目の遵守命令で、判決内容が閉じられた。ここに典型的に見られることは、人権侵害の加害者を処罰することが賠償判決の中に入っていないことである。また、司法府の改革を伴う適正手続の保障や司法的保障を受ける権利、公正な裁判を受ける権利などの項目が入っていないことである。遵守命令は最後まで判決を完遂しなければ遵守命令が閉じられないことになっている。部分的遵守でも相当の効果があるので、完全実施を求めるべきではないという意見もあるが、被害者の立場に立って、完全実施を人権裁判所は目指している。

おわりに

1983年以前の軍事政権下で組織的に行われた人権侵害は、国家が加害者であることから、侵害された人権を回復する道は閉ざされている。軍事政権に戦いを挑んで人権を勝ち取ることが理想だが、国家権力の厚い壁の前で右往左往してしまう。人権擁護の最後の砦は裁判所であるが、これも、司法権の独立が担保されていなければ、何の役にもたらず、むしろ弊害が多い。軍事独裁政権時代は、裁判官も中立足り得ず、政府のロボットである。国の基本法であり、権力を縛るとされる憲法も、戒厳令の前では何の役にも立たない。

このような状況下では、国際的な圧力が重要になってくる。もちろん、主権という権力の前で国内不干渉の原則によって、強制的に人権保護を実現できるわけではない。しかし、国際人権の圧力

121 ORDER OF THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS OF MAY 18, 2010, CASE OF KIMEL V. ARGENTINA, MONITORING COMPLIANCE WITH JUDGMENT, THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:1

122 Id., THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:2

123 ORDER OF THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS OF NOVEMBER 15, 2010, CASE OF KIMEL V. ARGENTINA, MONITORING OF COMPLIANCE OF JUDGMENT, THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:1

124 Id., THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:2

125 ORDER OF THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS OF FEBRUARY 5, 2013, CASE OF KIMEL v. ARGENTINA, MONITORING COMPLIANCE WITH JUDGMENT, THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECLARES:1

126 Id., THE INTER-AMERICAN COURT OF HUMAN RIGHTS, DECIDES:1

が国内の改革をもたらす場合もある。

幸いに、アルゼンチンは1983年に民主政権へ移行することが出来た。長い軍事政権期を抜けて、民主政治への移行期に入っている。今こそ、軍事独裁政権で人権侵害を受けた被害者あるいはその家族が人権を回復する環境が整った。しかし、1983年以降でも、不法逮捕、不法拘禁、拷問、あるいは失踪という国家権力による人権侵害が行われているのも現実である。

そのような国内の人権状況を地域人権機関である米州人権制度によって変えることが可能なのであるか。今回は、軍事独裁政権の下での人権侵害、とりわけ、アルゼンチンの人権侵害の特徴である強制失踪の被害者とその家族の人権を回復するために、人権委員会と人権裁判所の活動がアルゼンチンの国内人権状況を変えていくことができるのかを検証した。

失われた人権侵害を取り戻す試みの中で、最も影響力が大きかったのは、人権委員会の友好的解決であろう。請求者と国家が同等の立場に立って、解決を模索することにより、人権裁判所による解決より短期間で効率よく解決できるからである。そのことが、友好的解決に達した事案を検証することによって証明された。

もう一つは、人権裁判所の遵守命令である。第三者である裁判官が裁定した内容を国内で完全に実施するまで遵守命令を出し続ける。遵守命令を出すたびに国家との交渉が行われるので、国際人権基準の国内化が促進できる。ただ、遵守命令の回数が増えるほど、遵守率は減少する¹²⁷。その理由は、国内で実行可能な判決内容から順次履行されていき、結局、実行不可能な分野が残るからである。

国際人権の国内における影響を考える上で、重要な視点は、国際義務を履行できる国内法体制が整っているかである。

アルゼンチンでいえば、まず、人権条約を批准したことが挙げられる。これにより、アルゼンチンが人権条約を遵守する義務が生じる。次に重要なのは、憲法が国際義務を国内で果たすことができる環境を作っているかである。これについては、アルゼンチンは、1994年憲法改正を行い、国際法の国内法に対する優位性と人権条約は憲法と同等の地位にあること(75条)が規定され、国内裁判所の裁判官は、国内法を理由に国際人権条約を無視できなくなった。このことは、アルゼンチンの人権基準を一挙に高めることになる。

免責法の廃止は、軍事独裁政権下で人権侵害を犯してきた人に刑事責任を問えるようにしたが、強制失踪の場合には、本人がいないし、しかも、年数も経ってきているので証拠集めができず、結局裁判で相手の罪を問えずに終わってしまうことが多くなってきている。しかし、被害者意識としては、たとえ、「行方不明者調査委員会」のような政治的妥協ともいべき委員会で犠牲者の所在が分かり、名誉が回復したとしても、やはり、裁判で責任を問いたいと思うであろう。

人権委員会の本案審理や人権裁判所の判決では、人権侵害に係わった当事者を処罰すべきことが一貫して主張されている。このことは、移行期正義として社会の安定を優先させるために、人権侵害の被害者あるいはその家族の感情を押し殺してしまえば真実の和解はありえないことを、人権裁判所は法の正義の観点から述べているとも推察できる。真実の和解のためには、過去を清算することが必要である。

127 拙稿「国家の米州人権裁判所の判決遵守義務とその実態」文教大学国際学部紀要第25巻1号(2014年7月)参照。

【資料】

アルゼンチン 米州人権委員会の友好的解決

NO	月日	題名
1	1993	REPORT N° 1/93 Report on the Friendly Settlement Procedure in Cases
2	1994	Report No. 22/94, Case 11.012, Horacio Verbitsky
3	1997	Report No. 31/97, Case 11.217, Paulo C. Guardatti
4	2000	Report No. 21/00, Petition 12.059, Carmen Aguiar de Lapacó
5	2000	Report No. 33/00, Case 11.308, Ragnar Erland Hagelin
6	2001	Report No. 103/01, Case 11.307, María Merciadri de Morini
7	2003	Report No. 91/03, Petition 11.804, Juan Ángel Greco
8	2005	Report No. 102/05, Petition 12.080, Sergio Schiavini and María Teresa Schnack de Schiavini
9	2008	Report No. 81/08, Petition 12.298, Fernando Giovanelli
10	2009	Report No. 79/09, Case 12.159, Gabriel Egisto Santillán
11	2010	Report No. 15/10, Petition 11.758, Rodolfo Correa Belisle
12	2010	Report No. 16/10, Petition 11.796, Mario Humberto Gómez Yardez
13	2010	Report No. 17/10, Petition 12.536, Raquel Natalia Lagunas and Sergio Antonio Sorbellini
14	2010	Report No. 160/10, Petition 242-03, Inocencia Luca Pogoraro
15	2010	Report No. 161/10, Petition 4554-02, Valerio Castillo Báez
16	2011	Report No. 168/11, Petition 11.670, Menéndez, Caride, et al.
17	2011	Report No. 85/11, Petition 12.306, Juan Carlos de la Torre
18	2011	Report No. 84/11, Petition 12.532, Inmates of the Penitentiary of Mendoza
19	2011	Report No. 21/11, Petition 11.833, Ricardo Domingo Monterisi
20	2011	Report No. 20/11, Petition 11.708, Aníbal Acosta, et al.
21	2011	Report No. 19/11, Petition 2829-02, Inocencio Rodríguez
22	2013	Report No. 109/13, Case 12.182, Florentino Rojas

アルゼンチン 米州人権委員会 請願不許可、請願許可、本案審理、友好的解決

年	不許可	許可	本案審理	友好的解決
2013	2	5	0	1
2012	1	4	0	0
2011	0	2	1	6
2010	1	1	0	5
2009	1	5	2	1
2008	1	6	0	1
2007	0	2	0	0
2006	2	6	0	0
2005	0	5	0	1
2004	0	5	0	0
2003	0	5	0	1
2002	0	4	0	0
2001	3	5	0	1
2000	0	2	2	2
1999	3	8	1	0
1998	2	3	0	不明
1997	0	0	3	1
1996	1	0	2	不明
1995	不明	0	0	不明
1994	不明	0	0	1
1993	0	0	0	1
1992	0	0	1	不明
1991	不明		0	不明
1990	不明		1	不明
1989	0		1	不明
1988	1		1	不明
1987	0	1	0	不明
1986	0	0	0	不明
1984-1985	不明	0	0	0
1983-1984	不明	4	0	4
1982-1983	0	1	(1983)5	(1983)1
1981-1982	1	1	(1982)6	(1982)1
1980-1981	2	2	(1981)2	(1981)2
1979-1980	8	8	(1980)2	(1980が2)(1987年が6)8
1978	5	5	9	5
1977	0	0	0	0
1976	不明	0	不明	不明
1975	0	0	0	
1974	0	0	0	0
1973	0	0	0	0
1972	2	2	2	2
1971	2	2	2	2
1970	不明	10	不明	不明

アルゼンチン 判決、遵守命令

判 決			遵 守 命 令
年 月 日	判 決 名	内 容	年 月 日
1996. 2 . 2	Garrido and Baigorria v. Argentina	Merits	
1998. 8 .27	Garrido and Baigorria v. Argentina	Reparations and Costs	第1回 2004.11.17
			第2回 2007.11.27
2001. 9 . 7	Cantos v. Argentina	Preliminary Objections	第1回 2005.11.28
2002.11.28	Cantos v. Argentina	Merits, Reparations and Costs	第2回 2007. 6 .12
			第3回 2009. 6 . 6
			第4回 2010. 8 .26
2003. 9 .18	Bulacio v. Argentina	Merits, Reparations and Costs	第1回 2004.11.17
			第2回 2008.11.26
2007. 5 .11	Bueno Alves v. Argentina	Merits, Reparations and Costs	第1回 2011. 6 . 5
2008. 5 . 2	Kimel v. Argentina	Merits, Reparations and Costs	第1回 2010. 5 .18
			第2回 2010.11.15
			第3回 2013. 2 . 5
2008.10.30	Bayarri v. Argentina	Preliminary Objections, Merits, Reparations and Costs	第1回 2010.11.22
			第2回 2012. 6 .20
2011. 8 .26	Torres Millacuna et al v. Argentina	Merits, Reparations and Costs	
2011. 8 .31	Grande v. Argentina	Preliminary Objections and Merits	
2011.11.29	Fontevicchia y D'Amico v. Argentina	Merits, Reparations and Costs	
2012. 4 .27	Forneron and daughter v. Argentina	Merits, Reparations and Costs	
2012. 8 .31	Furlan and Family v. Argentina	Preliminary Objections, Merits, Reparations and Costs	
2012.11.23	Mohamed v. Argentina	Preliminary Objections, Merits, Reparations and Costs	
2013. 5 .14	Mendoza et al v. Argentina	Preliminary Objections, Merits, Reparations	
2013. 9 .22	Memoli v. Argentina	Preliminary Objections,Merits, Reparations and Costs	
2013.11.25	Gutierrez and Family v. Argentina	Merits, Reparations and Costs	

アルゼンチンの1976年から2007年までの人権関連の歴史

年 月 日	内 容
1976年3月29日	ビデラを大統領とする軍事政権が発足(1981年3月29日退陣) 「汚い戦争」対ゲリラ戦略。反体制派、ゲリラと見なされた人を非合法的手段で弾圧 行方不明者9,000-30,000人と推定
1977年4月30日	失踪した子どもの母親たちが「5月広場」に集まって「5月広場に母たち」「母たち」の活動が始まった。
1977年	アムネスティ・インターナショナルが、失踪に焦点を当てたレポートを刊行し、大規模なキャンペーンをして、アルゼンチン政府に圧力をかけた。国際法律家委員会は、国連の小委員会でアルゼンチンの亡命者に発言の機会を作った。スウェーデンやフランス政府も、自国民や自国出身の移民の子孫が関係した強制失踪事件の真相究明をアルゼンチン政府に求めた。
1979年	CELS「法と社会研究センター」が結成され、アムネスティ・インターナショナルのような国際人権NGOとコンタクトを取るよう助言したり、米州人権委員会に請願書を送った。
1981年3月29日	ビオラ大統領就任(1981年12月12日退陣)
1982年7月1日	ピニョーネ大統領就任(1983年12月10日退陣)
1983年9月25日	軍部は自らを恩赦する法令22924号を制定。
1983年11月10日	アルフォンシン大統領就任(1989年7月8日退陣)
1983年	「自己免責法」(1983年9月25日法令22924号)無効(法令23040号)
1983年11月15日	「行方不明者調査委員会(サバト委員会)」設置
1983年12月13日	大統領令158号により、歴代の軍事評議会メンバーと元ブエノスアイレス州警察長官カンプス、ブエノスアイレス第1軍団長スアレス・マソンの訴追命令。ゲリラ側のモンテネーロス首謀者の訴追命令
1984年2月	軍事法廷法を改正し、人権侵害事件を一般法廷で管轄できるようにした(法令23049号)
1984年9月20日	米州人権条約寄託
1986年12月	最高裁で軍事評議会メンバーの有罪判決が下された。ビデラとマセラは終身刑、ランブルシニは8年の刑、ビオラが16年6カ月の刑、アゴスティが3年9か月の刑。
1986年12月23日	「終止符法」成立
1987年6月5日	「服従法」可決(法令23521号)
1986年9月2日	拷問等禁止条約批准
1987年6月21日	最高裁は、カンプス事件で、5対4で、「終止符法」と「服従法」を合憲とした。
1989年7月8日	メネム大統領就任(1999年12月10日退陣)
1989年10月8日	277名の軍人を恩赦した。

アルゼンチンの移行期における米州人権委員会と米州人権裁判所の影響

1989年12月29日	有罪判決を受けて収監中の元軍事評議会メンバーやカンブス、スワレス、マソン、フィルメニッチ、モンテネーロス恩赦で釈放(政令2741号)
1994年	憲法改正。「国際法の国内法に対する優位」「人権諸条約は憲法と同等の地位」(75条)が規定された。
1995年3月	「飛行EL Vuelo」が出版
1997年3月	スペインが、ガルチェリ大統領の逮捕(暗殺、強制失踪、ジェノサイドの罪)をアルゼンチンに要請。10月、スペインは、証言にやってきたシリゴを逮捕
1998年1月	アステイスが過去の所業を語ったルポルターージュが発表。ヘゲリン事件や「5月広場の母たち」を支援していたフランス人尼僧2人と「母たち」のリーダーらの強制失踪に関わった。
1998年2月1日	アルゼンチンの有力紙、クラリンが、「特殊部隊員がESMAに送られた人々の不動産を不正に売りさばき、約7千万ドルを手にして」と報道
1998年2月	有力紙ナシオンに著名な法学者であるカルロス・コラウティ博士が議会に免責法の廃止を求めた書簡が載った。
1998年3月24日	下院で、「終止符法」「服従法」を廃止する「法令24952号」が可決
1999年12月10日	フェルナンド・デ・ラ・ルア大統領就任(2001年12月20日退陣)
2001年3月6日	ボブレテ事件で、免責法を違憲との判決
2001年11月9日	連邦控訴裁判所は、2つの免責法に対する無効・違憲判決を支持
2003年5月25日	ネストル・キルチネル大統領就任(2007年12月10日退陣)
2003年8月11日	議会で、2つの免責法の無効成立(法令25779号)
2005年6月14日	最高裁は違憲判決を支持
2007年12月10日	クリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル大統領就任(現在に至る)

アルゼンチンに対する
米州人権委員会の本案審査

年	判決数
2013	0
2012	1
2011	1
2010	0
2009	2
2008	0
2007	0
2006	0
2005	0
2004	0
2003	0
2002	0
2001	0
2000	2
1999	1
1998	0
1997	3
1996	2
1995	0
1994	0
1993	0
1992	1
1991	0
1990	1
1989	1
1988	1
1987	0
1986	0
1985	0
1984	0
1983	5
1982	2
1981	2
1980	2
1979	0
1978	9
1977	0
1976	不明
1975	0
1974	0
1973	0
1972	2
1971	2
1970	不明

アルゼンチンに対する
米州人権委員会の通報受理数

年	受理数
2013	5
2012	4
2011	2
2010	1
2009	5
2008	7
2007	2
2006	8
2005	5
2004	5
2003	5
2002	4
2001	5
2000	2
1999	8
1998	3
1997	不明
1996	不明
1995	不明
1994	不明
1993	不明
1992	不明
1991	不明
1990	不明
1989	不明
1988	不明
1987	1
1986	0
1984-85	0
1983-84	4
1982-83	1
1981-82	1
1980-81	2
1979-80	8
1978	5
1977	0
1976	不明
1975	0
1974	0
1973	0
1972	2
1971	2
1970	10